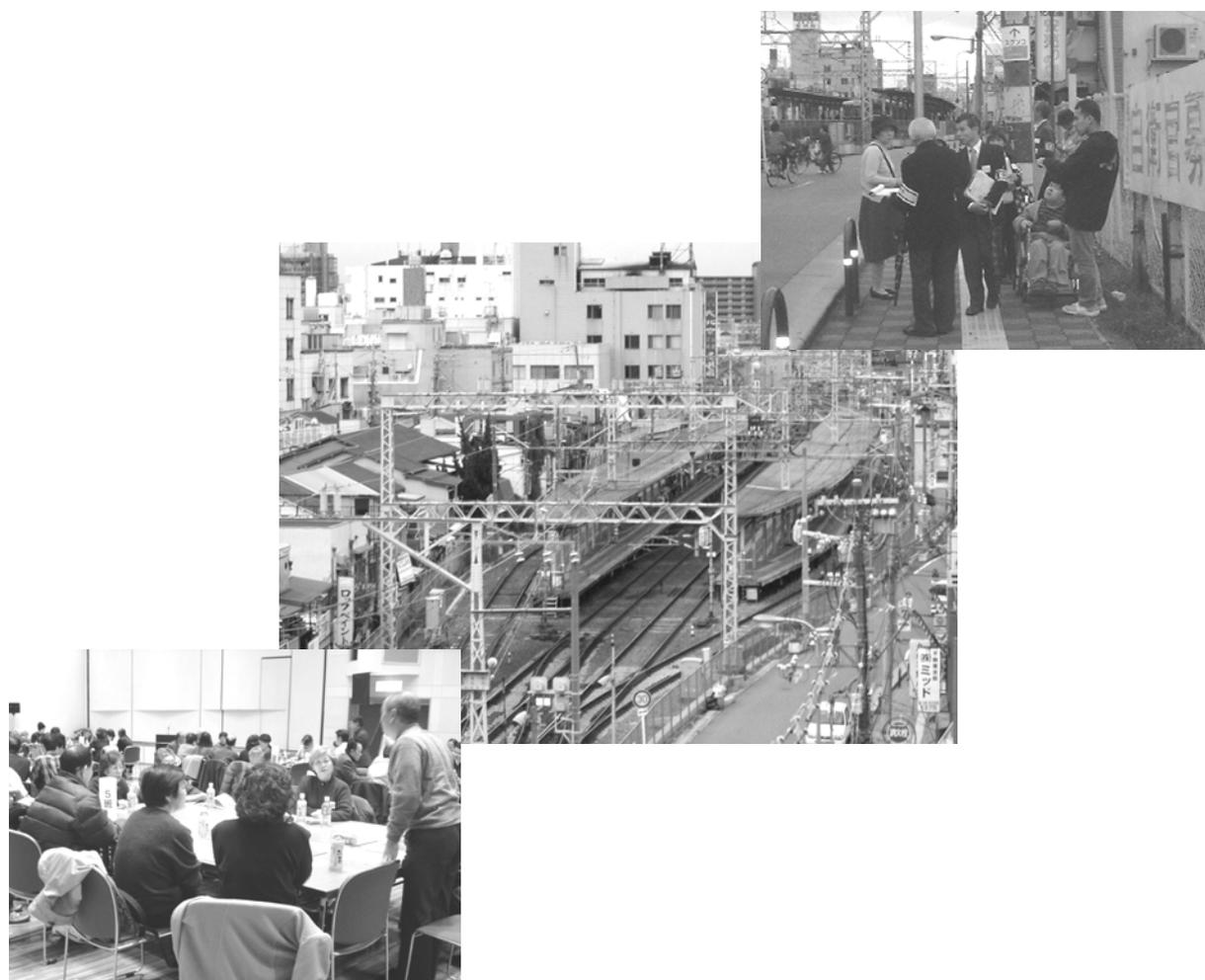


庄内駅地区交通バリアフリー

基本構想



平成17年（2005年）3月



目 次

1. 目的及び位置付け	1
2. 選定理由	2
3. 位置及び区域	3
4. 地区の現況	5
5. 問題点と課題	8
6. バリアフリー化に関する基本的な考え方	9
7. 特定経路等	11
8. バリアフリー化の事業内容とスケジュール	13
9. バリアフリー化の実現に向けて	27
10. 基本構想策定の経過	30
語句の解説	33

1. 目的及び位置付け

豊中市は、平成14年(2002年)6月に交通のバリアフリー化の基本的な考え方と整備方針を示す「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」を策定しました。この中で重点的、かつ一体的な整備が必要な駅周辺地区については、交通バリアフリー法に基づいて基本構想を策定し、バリアフリー化を進めるよう定めています。

本「庄内駅地区交通バリアフリー基本構想」は、これに基づき、阪急宝塚線庄内駅周辺地区において、高齢者及び身体障害者など、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業を示したものです。そして、本構想に基づき、各事業者が、平成22年(2010年)までにバリアフリー化事業を実施することとします。

なお本構想は、市民及び事業者の参加による「交通バリアフリー基本構想検討委員会(委員長:新田保次大阪大学大学院教授)」からの提言を基に策定したもので、現地検調査を含むワークショップやアンケート調査、パブリックコメント等を行い、高齢者、身体障害者などさまざまな立場の利用者の意見を聞いています。

2. 選定理由

重点整備地区は、市内13駅・11地区を5つの視点から比較し、選定したものです。利用者数、配置要件、課題要件及び効果要件を客観的に評価し、これに緊急性を考慮し、優先度を整理しました。

この結果に基づき、緑地公園駅地区、千里中央駅地区に続き、庄内駅地区及び岡町駅地区の交通バリアフリー基本構想の策定に取り組みました。なお、本地区の5つの視点の概要は次のとおりです。

(1) 利用者数

庄内駅の日あたりの乗降客数は、約39,000人で、特定旅客施設の要件である5,000人を超えています。

(2) 配置要件

高齢者や身体障害者等がよく利用する施設として、市役所出張所、障害福祉センターひまわり、ローズ文化ホール、老人福祉センター、公民館、図書館、豊中南警察署等があります。

(3) 課題要件

庄内駅地下改札階から地上及びホームへのエレベーターがない等、様々な課題があり、バリアフリー化のための事業を実施する必要があります。

(4) 効果要件

鉄道、バス、国道、府道、市道、信号等の様々な事業者による一体的なバリアフリー化整備により、一層効果を発揮します。

(5) 緊急性

庄内駅地区の高齢化率は、約23%と高くなっています。また、平成14年12月に、庄内駅のバリアフリー対策について、約12,000人署名の要望書が阪急電鉄に提出されるなど、庄内駅のバリアフリー化の要望は非常に高く、早急に基本構想の策定が必要です。

3. 位置及び区域

「庄内駅地区」は豊中市の南部に位置し、稲津町1～3丁目、穂積1丁目、野田町、庄内東町1～6丁目、庄内西町1～5丁目、庄内幸町1～5丁目、三和町1丁目、日出町1丁目により構成される区域(約157ha)とします。

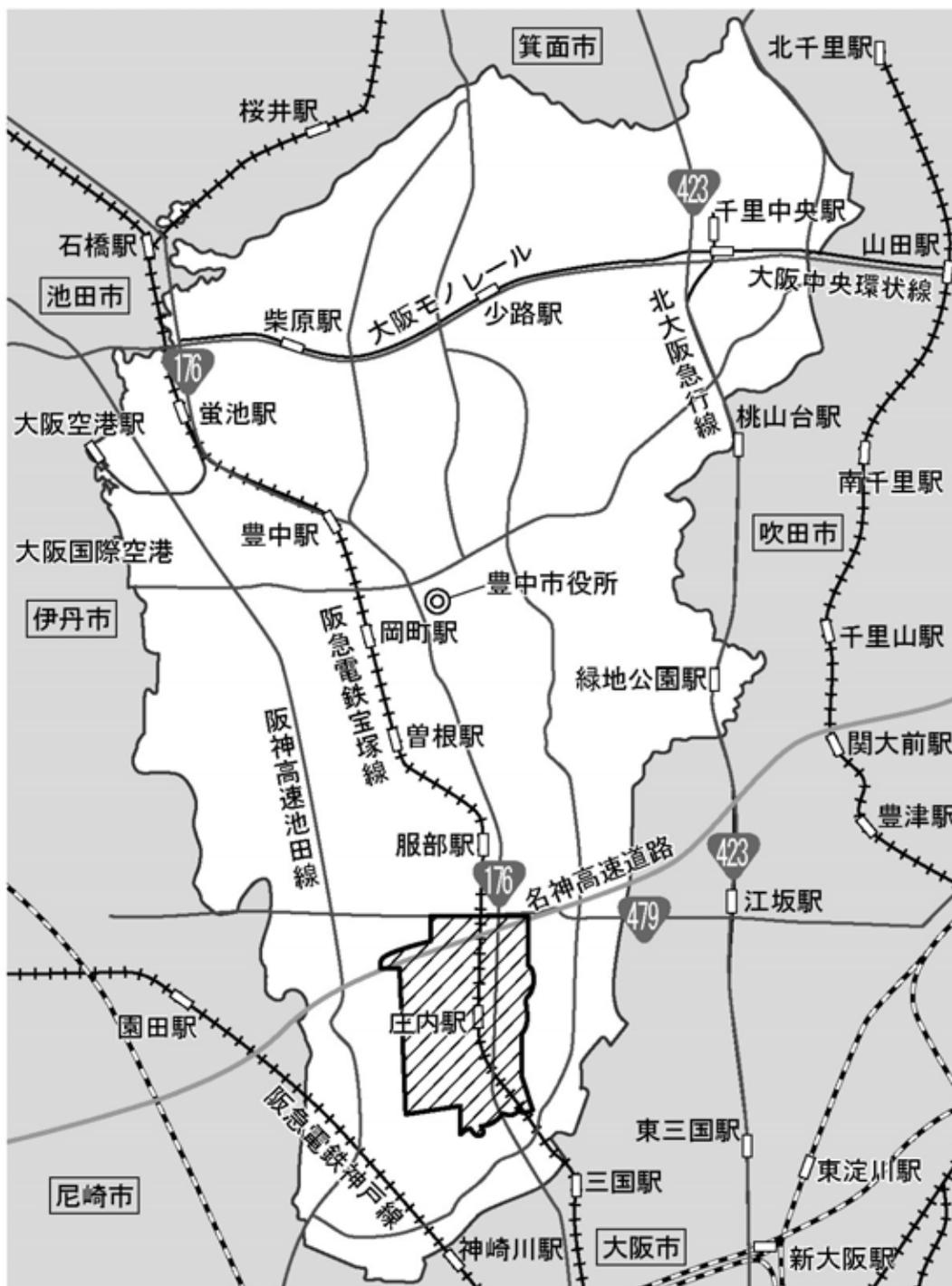


図3.1 位置図

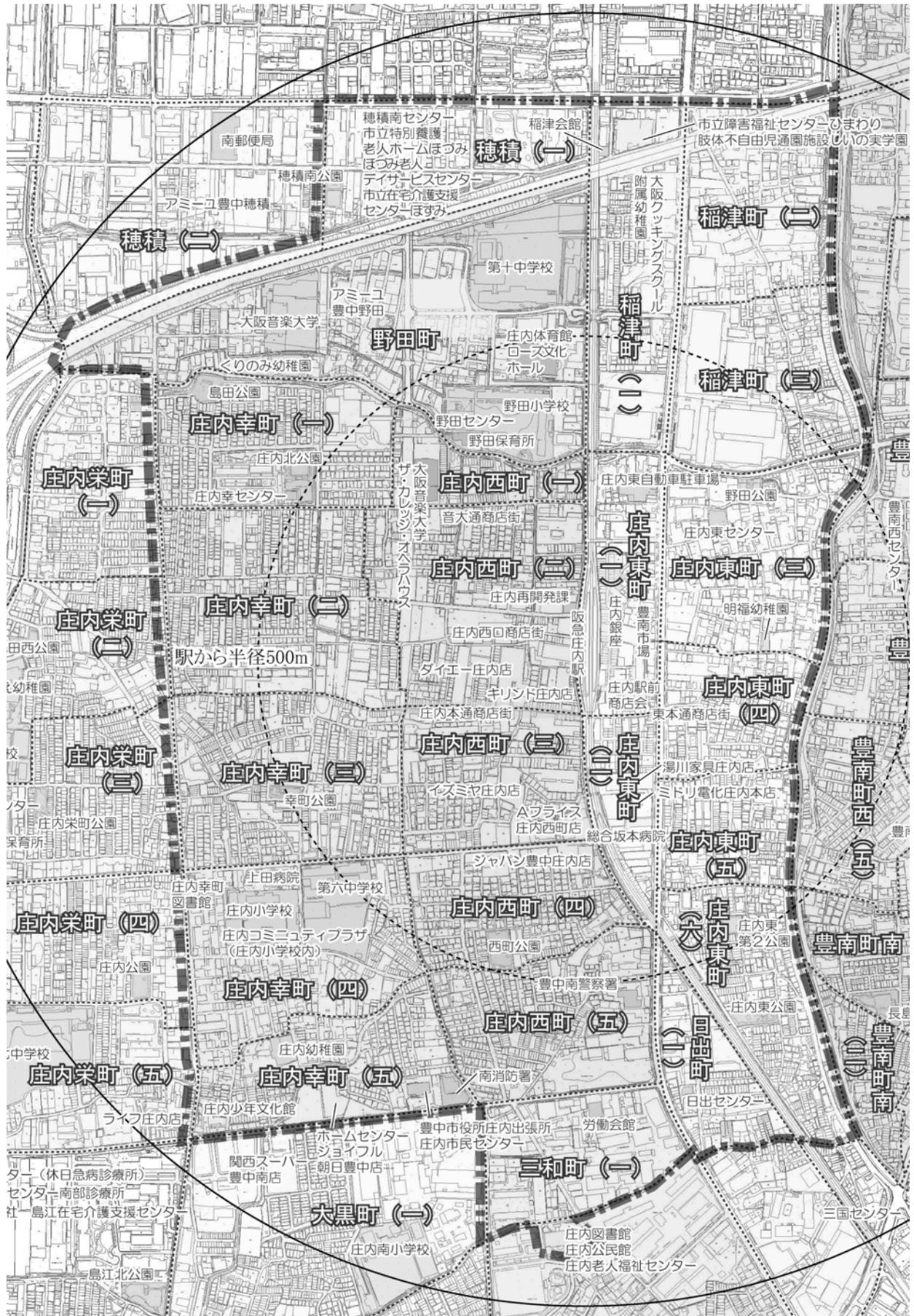


図3.2 区域図

4. 地区の現況

(1) 概要

位置づけ

豊中市の広域商業の中心核として位置づけられ、駅周辺は庶民的な商業業務地を形成しています。また、木造住宅の密集市街地であり、道路や公園等が不足しています。

地形

地形は、概ね平坦ですが、中心部を南北に走る平面構造の阪急電鉄宝塚線が、東西の連絡路のバリアとなっています。

人口

地区内人口は約22,000人、人口密度は約140人/haであり、豊中市平均と比べ高い割合となっています。また、高齢化率も23%と高い地区です。

65歳以上

表4.1 重点整備地区の特性

・地区内人口	約22,000人
・面積	約157ha
・人口密度	約140人/ha
・高齢化率	23%（市平均17%）
・用途地域	駅周辺は商業系、南は工業系、その他は住居系

人口は平成16年4月1日現在。

(2) 施設配置状況

本地区の施設配置状況は図4.1 のとおりです。

庄内駅地区 施設配置図

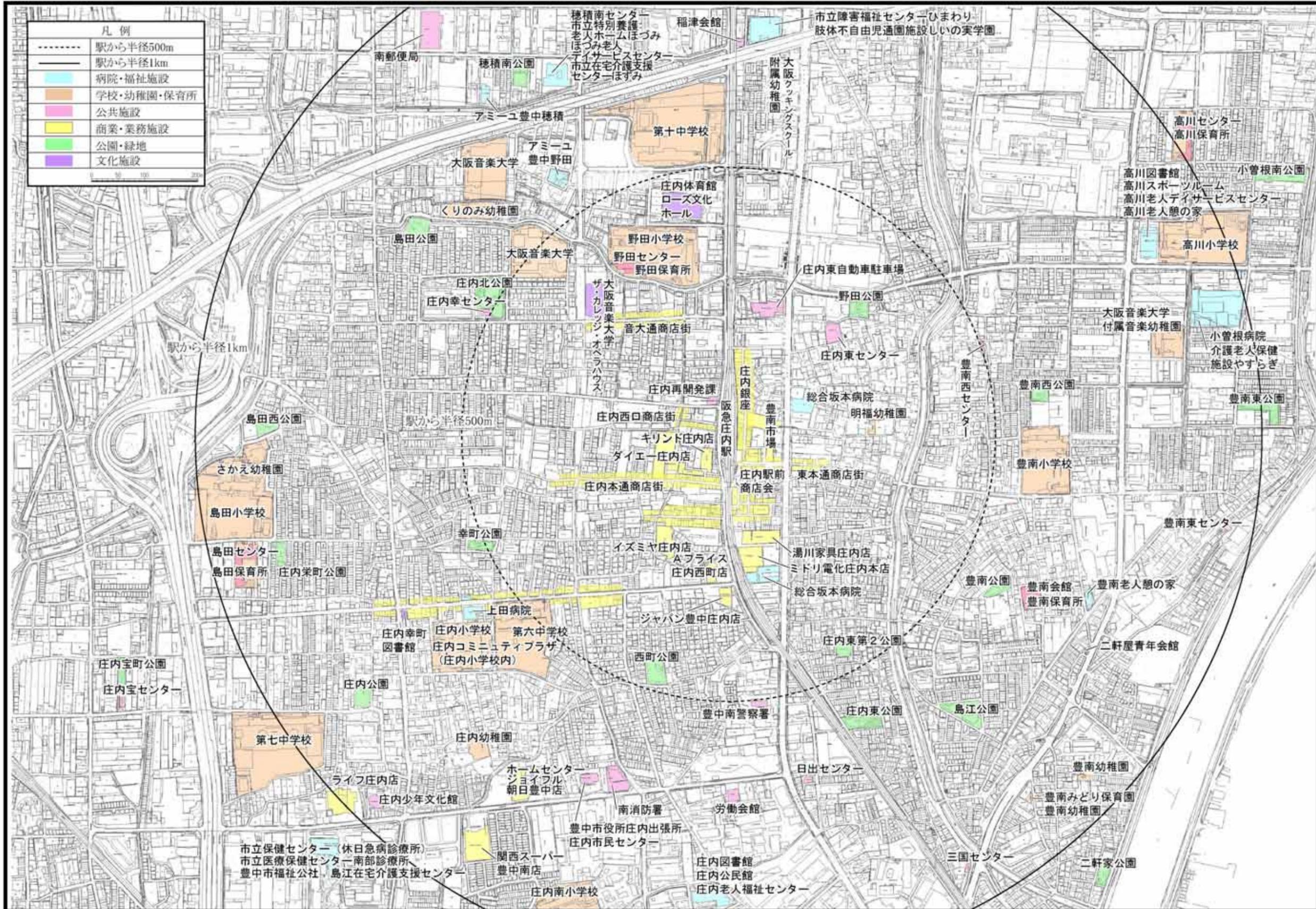


図4.1 施設配置図

(3) 交通施設の状況

阪急宝塚線庄内駅

- ・ホーム
地上・島式2面（梅田方面、宝塚方面）
- ・改札口
地下1階（自動改札機5、うち車いす対応1）
- ・改札からホームへの連絡
階段（4箇所）を利用。エレベーターおよびエスカレーターはなし。
- ・改札から地上への連絡
階段（2箇所）を利用。エレベーターおよびエスカレーターはなし。
- ・乗降客数
一日あたり約39,000人
- ・トイレ
車いす用トイレはなし。

バス

バス停「庄内駅前」からは阪急バスが8系統を運行。

(4) 地区の動向

- ・庄内地域の住環境整備を図るため、住民参加による「第3次庄内地域住環境整備計画」に基づき整備を進めています。
- ・鉄道高架化や駅前再開発の構想はあるものの、具体的な動きはありません。
- ・野田地区では、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業により、平成16年度の完成を目指して地区整備を進めています。
- ・都市計画道路穂積菰江線が事業中です。
- ・平成14年12月、庄内駅のバリアフリー対策について、約12,000人署名の要望書が阪急電鉄に提出されています。

5. 問題点と課題

本地区のバリアフリーに関する主な問題点と課題は次のとおりです。

表5.1 問題点と課題

種別	問題点	課題
庄内駅	・ 階段が長くて急勾配。	・ 昇降設備のバリアフリー化。
	・ 身体障害者用トイレがない。	・ 多機能トイレの設置。
	・ 西側出入口に段差がある。 ・ たまり空間がない。	・ 西側出入口の改善。
	・ ホームが狭い。	・ ホームの拡幅。
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設が適切でない。	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善。
道路	・ 歩道のない場所や、幅が狭い場所がある。	・ 歩行空間の確保。
	・ 勾配が急。	・ 勾配の改善。
	・ 歩道切り下げ部の段差が大きい。	・ 段差の改善。
	・ 歩道に凹凸がある。	・ 舗装の改善。
	・ 側溝に蓋がない。	・ 側溝の改善。
	・ 歩道上に電柱や標識があり、通行しづらい。	・ 路上施設の改善。
	・ 踏切に歩道と車道の区別がない。 ・ 地下道に階段しかない。	・ 鉄道横断箇所改善。
	・ 視覚障害者誘導用ブロックがない場所や、敷設方法の適切でない場所がある。	・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善。
	・ 歩道上に、はみだし看板や商品がある。	・ はみだし看板や商品の解消。
	信号機	・ 音響化されていない信号がある。
・ 青信号の時間が短い信号がある。		・ 青信号の時間の延長。
駐車・駐輪	・ 歩道上に、迷惑駐車や迷惑駐輪がある。	・ 迷惑駐車や迷惑駐輪の解消。
バス	・ 乗降口の段差が大きい。	・ 低床型バスの導入。

6. バリアフリー化に関する基本的な考え方

庄内駅地区におけるバリアフリー化に関する基本的な考え方は、平成14年6月に策定した「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」に基づきます。

物理的バリアや心のバリアなど様々なバリアを取り除き、だれもが社会へ参画していくことができ、そのことが豊中の魅力となるようなまちづくりを進めるため、交通バリアフリー化の基本理念を「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」とし、バリアフリー化にあたっては、下記の10の原則を踏まえるものとします。

豊中市交通バリアフリー化の基本方針

<基本理念>

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

<バリアフリー化の原則>

- 1：だれもができること
- 2：安全なこと
- 3：1人でできること
- 4：わかりやすいこと
- 5：使いやすいこと
- 6：ゆとりがあること
- 7：全体をみること
- 8：経済的合理性があること
- 9：理解すること
- 10：機会均等であること

本地区特有の課題に対する基本的な方針を次のとおりとします。

- (1) 庶民的なまちとして親しまれている地区特性を活かしたバリアフリー化を進め、だれもが気軽に出かけられ、にぎわいのあるまちをめざします。
- (2) 災害に強いまちづくりを目指し、進めている「第3次庄内地域住環境整備計画」と連携し、バリアフリー化を進めます。
- (3) 庄内駅は地下改札ですが、エレベーターやエスカレーターがなく、地上からホームへのルートは、大きなバリアとなっています。このため、エレベーターの設置などの検討を行い、庄内駅のバリアフリー化を進めます。
- (4) 庄内駅から、南北方向に点在する福祉施設、文化施設や公共施設などを結ぶ経路について、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。
- (5) 地上部を南北に走る阪急電鉄宝塚線が東西の連絡路のバリアとなっています。このため、この横断箇所について、安全性や利便性の向上に努めます。
- (6) 駅周辺道路の不法占有物（迷惑駐車・駐輪・看板・商品など）が、バリアとなっているため、関係機関及び関係者と協力し、これらの排除に努めます。

7. 特定経路等

駅と高齢者や身体障害者等がよく利用する施設を結ぶ主要な経路を、特定経路とし、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。また、特定経路と一体となって区内移動のネットワークを形成する経路を、歩行空間ネットワークとし、バリアフリー化に努めます。

庄内駅地区の特定経路は、国道176号、阪急西側庄内線など、延長約2.5km、歩行空間ネットワークは、府道庄本牛立線、庄内北回り線、穂積菰江線など、延長約5.0kmです。

特定経路は、2m以上の歩道やエレベーター、スロープの設置など、完全なバリアフリー化を図るものですが、図中の点線は、必ずしも歩道設置を必要としない区間とします。

表7.1 特定経路と歩行空間ネットワーク（庄内）

経路種別	管理者	記号	路線名	延長 (m)
特定 経 路	国	A-1	国道176号	1,550
	市	A-2	阪急西側庄内線	450
	市	A-3	稲津町第2号線	100
	市	A-4	野田町第4号線	70
	市	A-5	庄内東駅前線	90
	市	A-6	庄内南1号線	230
	小計			2,490
歩 行 空 間 ネ ッ ト ワ ー ク	国	B-1	国道176号	40
	府	B-2	府道庄本牛立線	710
	市	B-3	阪急西側庄内線	510
	市	B-4	穂積菰江線	1,520
	市	B-5	穂積中央水路十中線	400
	市	B-6	稲津町第14号線	60
	市	B-7	稲津町第15号線	160
	市	B-8	野田町第4号線	180
	市	B-9	庄内北回り線	700
	市	B-10	稲津町第19号線	110
	市	B-11	野田小曾根線	320
	市	B-12	庄内中央線	290
小計			5,000	
計			7,490	

庄内駅地区の特定経路等

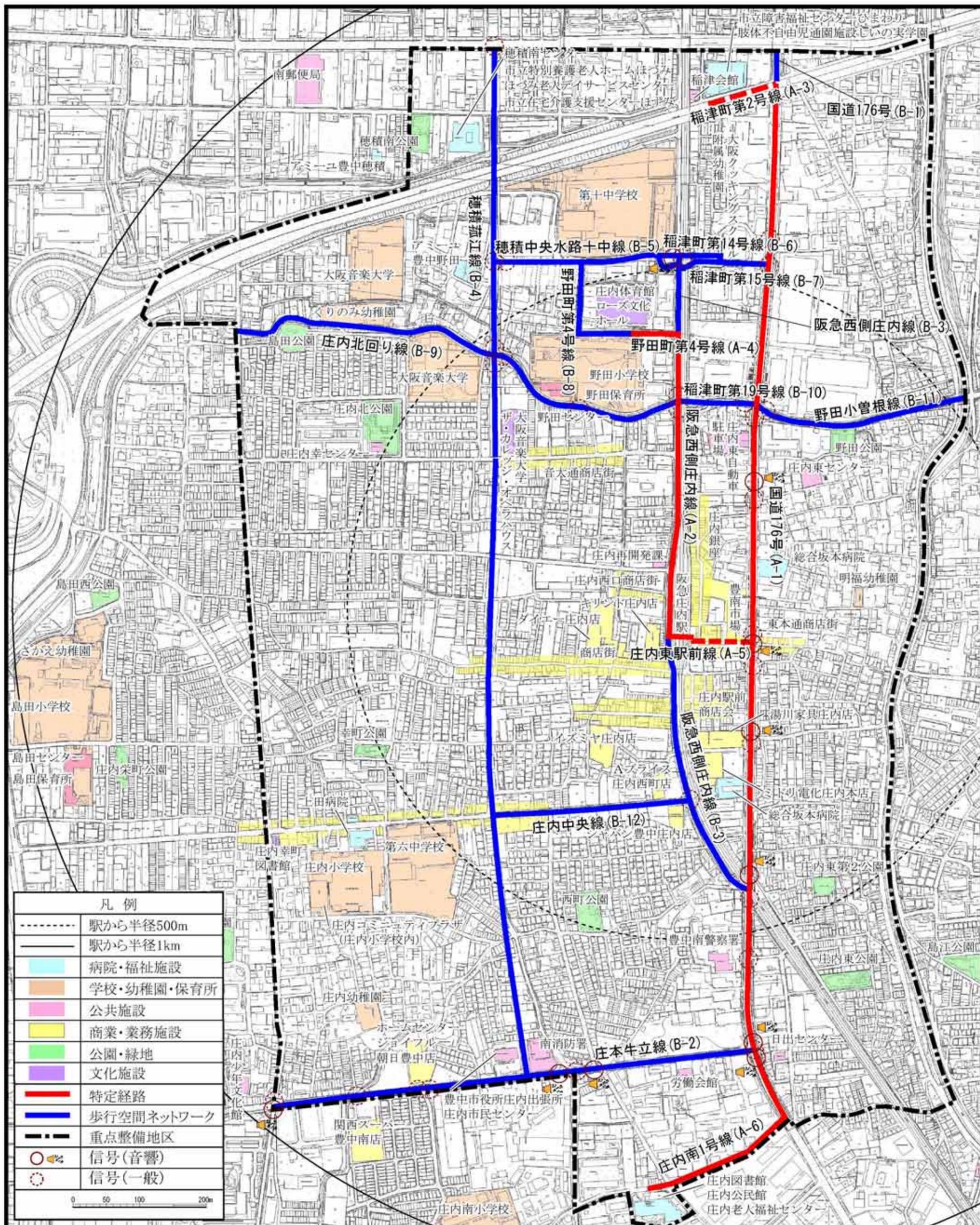


図7.1 特定経路等

8. バリアフリー化の事業内容とスケジュール

庄内駅地区におけるバリアフリー化事業については、平成22年を目標に実施しますが、詳細調査や関係機関・関係者との協議、財源状況により、事業内容及びスケジュールに変更が生じることがあります。

(1) 公共交通特定事業

a. 阪急電鉄

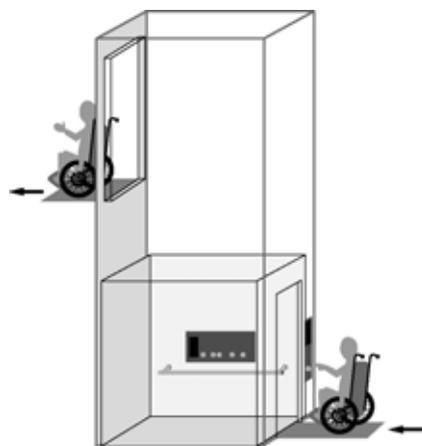
項目	内容	スケジュール	
		H16	H22
エレベーター	エレベーターの設置	■	■
トイレ	トイレの全面改修	■	■
視覚障害者誘導用ブロック	誘導・警告ブロックの改善	■	■
	ホーム縁端警告ブロックの改善	■	■
西側出入口	西側出入口の構造改良	■	■
案内	点字案内板の設置	■	■
車両	バリアフリー化車両の導入	■	■

整備内容

[エレベーター]

- ・駅の東西の地上出入口と地下改札階、地下改札階と各ホームを結ぶエレベーターを設置します。
- ・エレベーターは、車いす利用者が出入りしやすいスルー型や直角2方向型を積極的に検討します。また、可能な限りゆとりを持った大きさとしします。

(スルー型)



(直角2方向型)

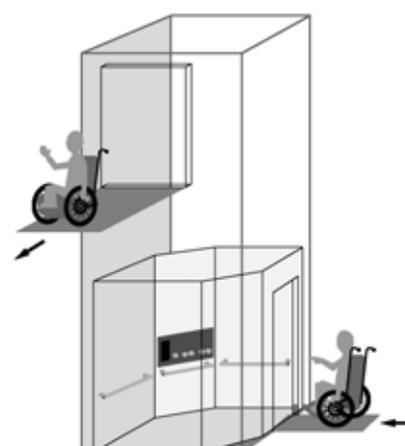


図8.1 エレベーターのイメージ

[トイレ]

- ・車いす利用者やオストメイト、乳幼児を連れた人にも使いやすい多機能トイレの導入を始めとする全面改修を行います。



図8.2 多機能トイレの例

[視覚障害者誘導用ブロック]

- ・視覚障害者を適切に誘導できるよう、視覚障害者誘導用ブロックの改善を行います。
- ・ホーム縁端を警告する点状ブロックは、ホーム方向が判断できるよう、ホームの内側を表示する線状突起がついたものに改善します。

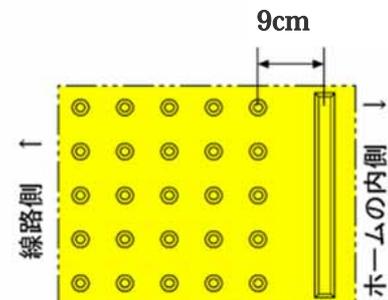


図8.3 ホーム縁端警告ブロックの例
(北大阪急行電鉄緑地公園駅)

[西側出入口]

- ・西側出入口について、エレベーター設置に合わせ、段差の軽減やたまり空間の確保、見通しの改善等の構造改良を行います。
- ・この際、道路管理者と連携し、車道横断等の交通安全対策と一体的に検討します。



図8.4 西側出入口の現況

[案内]

- ・視覚障害者を適切に誘導できるよう、主要な設備等の位置を示した点字による案内板を設置します。

[車両]

- ・新規車両の導入にあたっては、文字案内装置や車いすスペース等を設置したバリアフリー化車両を基本とします。

(車内文字案内装置)



(車いすスペース)

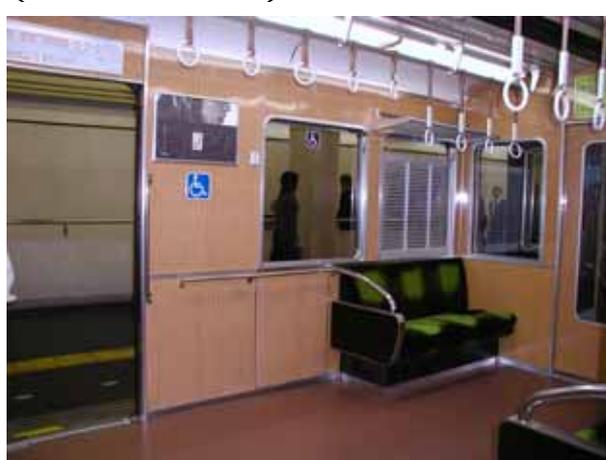


図8.5 バリアフリー化車両

b. 阪急バス

項目	内容	スケジュール	
		H16	H22
車両	低床型バスの導入		
バス停	ベンチ及び上屋の設置 視覚障害者誘導用ブロックの設置		

整備内容

[車両]

- ・新規車両の導入にあたっては、低床型（ノンステップバスまたはワンステップバス）で、文字案内装置等を設置したバリアフリー化車両を基本とします。

[バス停]

- ・バス待ち時間の快適性向上を図るため、ベンチ及び上屋の設置を進めます。
- ・視覚障害者が乗車位置を認識できるよう、設置可能な場所への誘導用ブロックの設置を進めます。



図8.6 ノンステップバス



図8.7 ワンステップバス

(2) 道路特定事業

a. 特定経路

路線	内容	スケジュール	
		H16	H22
国道176号	電線類地中化に合わせた歩道改良	〃	〃
阪急西側庄内線	駅西側出入口付近の道路改良	〃	〃
	歩道の改善	〃	〃
稲津町第2号線	歩行空間の改善の検討	〃	〃
庄内東駅前線	歩行空間の改善の検討	〃	〃
庄内南1号線	歩道改良	〃	〃
全ての特定経路	視覚障害者誘導用ブロックの設置	〃	〃

整備内容

[国道176号]

- ・電線類の地中化に合わせて、段差・凹凸・急勾配の解消等の歩道改良を行います。
- ・この際、歩行空間拡幅の検討を行います。

(現況)



(整備イメージ)



図8.8 国道176号の整備イメージ

[阪急西側庄内線]

- ・ 駅のエレベーター設置に合わせ、駅西側出入口付近について、たまり空間、見通し、歩行空間の確保や車道横断の安全性の向上、迷惑駐車・駐輪の解消を図るため道路改良を行います。
- ・ 車道側へ傾いている横断勾配の改善を行います。
- ・ 側溝蓋の設置、車止めや柵、照明柱、標識柱、電柱等の路上施設の移設または撤去などにより歩道を改善します。
- ・ 長期的には、現在事業中である都市計画道路穂積菰江線の整備が完了した後の交通流動の変化を見極め、市民の意見を聞きながら、地区内交通体系を見直します。そして、可能であれば阪急西側庄内線の一方通行化による歩道拡幅を検討します。



図8.9 阪急西側庄内線の現況

[稲津町第2号線]

- ・ 歩車共存道路として、歩行者の安全な通行が確保できるよう、歩行空間の改善を検討します。



図8.10 稲津町第2号線の現況

[庄内東駅前線]

- ・歩車共存道路として、歩行者の安全な通行が確保できるよう、歩行空間の改善を検討します。
- ・長期的には、都市計画道路として拡幅整備を行い、歩道を設置します。



図8.11 庄内東駅前線の現況

[庄内南1号線]

- ・庄内文化センター付近の歩道について、植栽帯削減による歩道拡幅、すりつけ勾配の改善等の歩道改良を行います。



図8.12 庄内南1号線の現況

b. 歩行空間ネットワーク

路線	内容	スケジュール	
		H16	H22
府道庄本牛立線	歩道拡幅	■	■
阪急西側庄内線	歩道の改善	■	■
穂積菰江線	都市計画道路の整備	■	■
稲津町第15号線	鉄道横断箇所の改善	■	■
	勾配の改善	■	■
稲津町第19号線	鉄道横断箇所の改善の検討	■	■
庄内北回り線	歩道設置	■	■
庄内中央線	歩道拡幅の検討	■	■
踏切	踏切部の改善策の検討	■	■
バス停	視覚障害者誘導用ブロックの設置	■	■

整備内容

[府道庄本牛立線]

- ・南消防署東側付近の狭幅員区間について、歩道拡幅を行います。
- ・長期的には、都市計画道路として全線拡幅整備を行います。



図8.13 庄本牛立線の現況

[阪急西側庄内線]

- ・側溝蓋の設置、車止めや柵、照明柱、標識柱、電柱等の路上施設の移設または撤去などにより歩道を改善します。
- ・横断勾配及び縦断勾配の改善を行います。
- ・長期的には、現在事業中である都市計画道路穂積菰江線の整備が完了した後の交通流動の変化を見極め、市民の意見を聞きながら、地区内交通体系を見直します。そして可能であれば阪急西側庄内線の一方通行化による歩道拡幅を検討します。



図8.14 阪急西側庄内線の現況

[穂積菰江線]

- ・住環境及び防災性の向上を図るため、地区内全線について都市計画道路の整備を行います。



図8.15 穂積菰江線の整備済区間

[稲津町第15号線]

- ・ 鉄道横断立体交差部について、階段からスロープへの改良、植栽帯削減による歩道拡幅、標識柱の移設等を検討し、改善を図ります。
- ・ 国道176号取付部付近について、横断勾配を改善します。

(地下道西側)



(地下道東側)



(国道176号取付部付近)



図8.16 稲津町第15号線の現況

[稲津町第19号線]

- ・ 鉄道横断立体交差部について、車いす1台が通行可能な改良について検討します。



図8.17 稲津町第19号線の現況

[庄内北回り線]

- ・交通安全対策及び歩行空間ネットワークの形成を図るため、音大以西について、法面を活用し歩道を設置します。



図8.18 庄内北回り線の整備済区間

[庄内中央線]

- ・長期的には、現在事業中である都市計画道路穂積菰江線の整備が完了した後の交通流動の変化を見極め、市民の意見を聞きながら、地区内交通体系を見直し、歩道拡幅を検討します。



図8.19 庄内中央線の現況

[踏切]

- ・ 鉄道事業者と協力し、踏切部の安全性向上を図るための改善策について検討します。



図8.20 踏切の現況

[バス停]

- ・ 視覚障害者が乗車位置を認識できるよう、設置可能な場所への視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。

(3) 交通安全特定事業

項目	内容	スケジュール	
		H16	H22
信号機	信号機の音響化		
迷惑駐車	啓発活動と取締りの実施		
迷惑自転車	啓発活動と移動保管の実施		

整備内容

[信号機]

- ・特定経路上にある信号機について、音響を必要とする箇所の検討を行い、音響化を図ります。

[迷惑駐車]

- ・迷惑駐車を追放するため、関係機関及び関係者と連携し、駅前啓発、官民合同パトロール、街頭指導、チラシの配布、交通安全教室、広報等の啓発活動を実施すると共に、取締りを強化します。

[迷惑自転車]

- ・迷惑駐輪を追放するため、関係機関及び関係者と連携し、駅前啓発、駅前指導・整理、チラシの配布、学校啓発、広報等の啓発活動を実施すると共に、移動保管を強化します。
- ・自転車通行のマナー向上を図るため、関係機関及び関係者と連携し、啓発活動を実施します。

(4) その他の事業

項目	内容	スケジュール	
		H16	H22
看板・商品	啓発、指導の実施		
啓発	市民への啓発の実施		
教育	職員教育の実施		

整備内容

[看板・商品]

- ・道路上にはみ出している看板や商品を解消するために、関係機関及び関係者と連携し、啓発・指導を実施します。

[啓発]

- ・国、府、市は、マナーの向上やサポートの促進を図るため、市民や各管理者を対象とした広報活動、教育活動及び、啓発活動を実施します。

[教育]

- ・各事業者は、職員に対し、適切な対応を行うことができるよう、教育・研修を実施します。

9. バリアフリー化の実現に向けて

(1) 今後の進め方

本基本構想策定後は、図9.1 のとおり、各事業者が事業計画を策定し、事業を実施します。

その際、本構想に基づくバリアフリー化事業を円滑に進めるため、市民、事業者及び市で構成する「庄内駅地区バリアフリー推進協議会」を設置し、各事業者間の調整や進捗状況の把握、市民への説明等を行います。

また、安全で便利な障害者用施設を設置するため、障害者のチェックを受け、その意見を参考とすることができる「バリアフリーチェックシステム」を実施します。

さらに、工事中に障害者等が安全に通行できるようにするため、各事業者の工事情報を一括管理し、障害者等が事前に工事情報を確認できるよう公開する「工事情報案内システム」を実施します。

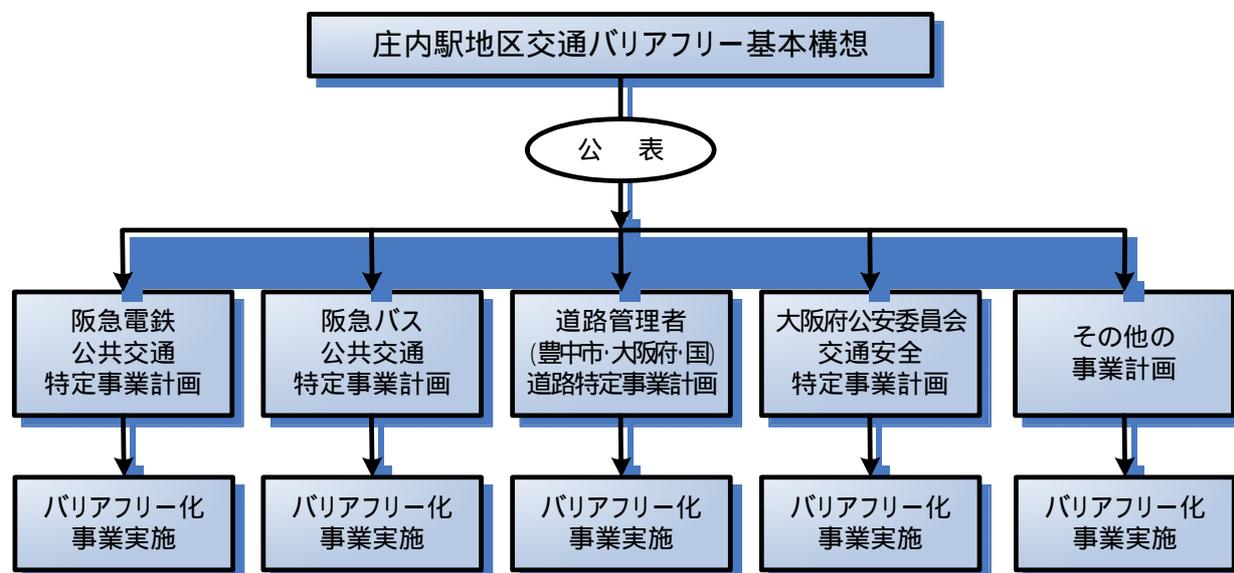


図9.1 基本構想策定後の進め方

(2) 市民の役割

バリアフリー化の実現のためには、市民、事業者、行政それぞれが担う役割や責務に応じて、協働とパートナーシップによりバリアフリー化を進めていく必要があります。

各事業者が駅や道路などのバリアフリー化事業を実施するだけでなく、それを利用する市民が、事業に協力し、高齢者や身体障害者等に対する理解を深め、マナーの向上やサポートの実施に努めること、いわゆる「心のバリアフリー」が、「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」の実現に大きな役割を果たします。

具体的には、市民の役割として、次のようなことが考えられます。

[バリアフリー化への協力]

- ・事業者が実施するバリアフリー化事業に協力する。
- ・バリアフリー化の進捗状況に関心をもつ。
- ・舗装の陥没、照明灯の球切れ等バリアを発見した時は、管理者へ連絡する。
- ・側溝蓋がはずれている、自転車が倒れている等、自ら直すことのできるバリアを発見した時は、速やかに実行する。

[マナーの向上]

- ・迷惑駐車・駐輪をしない。
- ・自転車は車道の左端を通る。標識で認められた歩道を自転車で通行する場合には、歩行者の迷惑にならないようにする。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上にものを置かない。
- ・道路上に歩行者の妨げになるようなものを置かない。
- ・道路に生け垣などをはみださせない。
- ・車内では体の不自由な人に席をゆずる。

[サポートの促進]

- ・まちで困っている人をみかけたら「お手伝いしましょうか」と声をかける。
- ・高齢者や身体障害者等への理解を深める。

など

(参考)自転車の交通ルール

自転車の通る場所

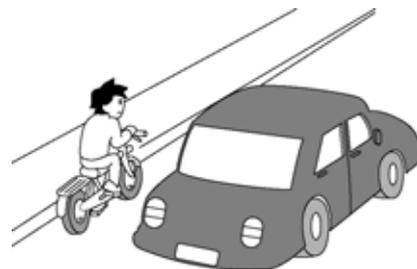
自転車は車の仲間です。

車道の左はしを通りましょう。

この標識のあるところでは歩道を通りましょう。



・ただし歩道は歩行者のための道路なので、歩行者の迷惑にならないようにしましょう。混雑している時は、自転車を降りて押して歩きましょう。



道路・踏切の渡り方

自転車横断帯がある所

- ・自転車横断帯があれば必ず自転車横断帯を渡りましょう。
- ・自転車横断帯では自転車に乗ったまま渡りましょう。



横断歩道がある所

- ・横断歩道を渡る時は、自転車から降りて、押して歩いて渡りましょう。



横断歩道のない所

- ・見通しのよいところを選んで、右・左の安全を確認して、まっすぐに渡りましょう。

踏切

- ・踏切では必ずいったん降りて、右・左の安全を確かめ、自転車を押して渡りましょう。
- ・電車が通りすぎても、すれ違いに別の電車がくることがあるので、注意しましょう。

! こんな危険な乗り方は禁止されています。

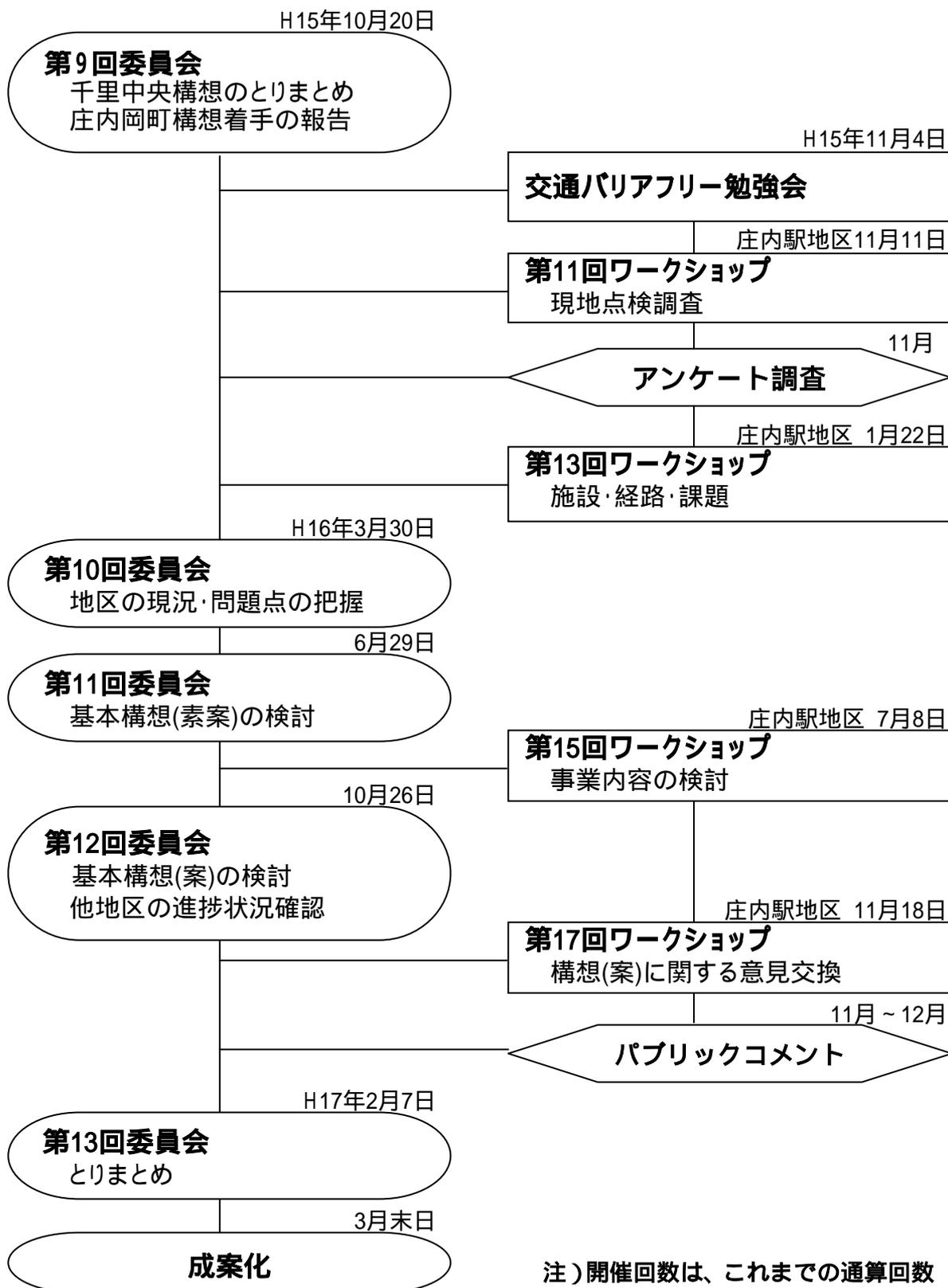
- ・手ばなし運転
- ・無灯火運転
- ・傘さし運転
- ・並進運転
- ・二人乗り



10. 基本構想策定の経過

(1) 基本構想検討委員会等

本構想策定にあたっては下記の通り、「交通バリアフリー基本構想検討委員会（委員長：新田保次大阪大学大学院教授）」やワークショップ等を行いました。



豊中市交通バリアフリー基本構想検討委員会
(庄内・岡町駅地区) 委員名簿

区分	種別	所 属	役 職	氏 名	備 考
一般 委員	学識経験者	大阪大学大学院工学研究科土木工学専攻	教授	に っ た や す つ く 新 田 保 次	委員長
		大阪大学大学院人間科学研究科	助教授	さいとう や よ い 斉 藤 弥 生	副委員長
		近畿大学理工学部社会環境工学科	教授	み ほ し あ き ひ る 三 星 昭 宏	
	市民代表	豊中市老人クラブ連合会	副会長	お に し い ち ろ う 尾 西 一 郎	
		豊中市身体障害者福祉会視覚障害者部会	会長	た な か て つ 田 中 哲	
		豊中市身体障害者福祉会肢体部会	会長	お お い し い わ お 大 石 巖	
		豊中市身体障害者福祉会ろうあ部会	会員	なかがわ な お み なかがわ けいこ 中 川 直 躬 [中 川 桂 子]	
		C I L と よ な か	会員	い る べ か ち ゅ 入 部 香 代 子	
		豊中市社会福祉協議会	事務局長	やまぐち い さ お なか お り ゆ う い ち 山 口 勲 [中 尾 隆 一]	
		公募市民		か し む ら か ず こ 柏 村 和 子	
		公募市民		は や し よ し ま き 林 義 政	
		おかまち・まちづくり協議会	会長	さかもと しゅん の す け よ し お か しゅんじ 坂 本 準 之 助 [吉 岡 俊 二]	
		克明校区社会福祉協議会	会長	た な か わ た る 田 中 渡	
		桜塚校区福祉会	役員	お お や え つ 大 矢 悦	
		南桜塚校区福祉委員会	会長	な が い と し あ き 輝 永 井 敏 輝	
		庄内北部地区再開発協議会	会長	た な か ま さ は る 田 中 勝 治	
		庄内東部地区再開発協議会	役員	つ じ ふ み お 雄 辻 文 雄	
		野田校区社会福祉委員会	会長	やまぐち よ し か ず 山 口 好 和	
		豊島地区社会福祉協議会	会長	は せ が わ か ず お 長 谷 川 一 男	
		庄内校区福祉委員会	会長	お お に し ひ る し 大 西 洋	
	豊中商工会議所	理事	こばやかかわ けんいち 小 早 川 謙 一		
	道路管理者	大阪府池田土木事務所建設課	課長	き も と し ん い ち 木 本 伸 一	
		大阪国道事務所交通対策課	事業 対策官	にしうら き よ し 西 浦 喜 代 四	
	公安委員会	大阪府豊中警察署交通課	課長	みなみぐち むねはる 南 口 宗 治	
		大阪府豊中南警察署交通課	課長	なかむら やすひこ 中 村 靖 彦	
	公共交通 事業者	阪急電鉄(株)都市交通事業本部鉄道技術部	調査役	か み や し ゅ う へ い 神 谷 昌 平	
		阪急バス(株)自動車事業部営業計画課	課長	の づ と し あ き 明 (にしやま あきら 野 津 俊 明 [西 山 哲])	
アドバ イザー 委員	国土交通省近畿運輸局交通環境部消費者行政課	課長	まつば けい いち ひろせ まさより 松 場 圭 一 [廣 瀬 正 順]		
	大阪府建築都市部建築指導室建築企画課	課長補佐	やました あきら (にし あきこ 山 下 明 [西 明 子])		
	計			29人	

〔 〕 は前委員。

(2) 関係機関との協議

公共交通事業者

- ・協議機関： 阪急電鉄株式会社
協議成立年月日： 平成17年2月7日
- ・協議機関： 阪急バス株式会社
協議成立年月日： 平成17年2月7日

道路管理者

- ・協議機関： 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所
協議成立年月日： 平成17年2月7日
- ・協議機関： 大阪府 池田土木事務所
協議成立年月日： 平成17年2月7日

都道府県公安委員会

- ・協議機関： 大阪府豊中南警察署
協議成立年月日： 平成17年2月7日

こく かいせつ 語句の解説

ぎょう 【あ行】

オストメイト

じんこうこうもん じんこうぼうこう ひと しっかんぶ ぜんぶ いちぶ てきしゅつ
人工肛門や人工膀胱をもつ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出
しゅじゅつ う ふくぶ はいせつ あな もう はいせつ はいにょう たいおう
手術を受け、腹部に排泄のための孔(ストーマ)を設け、排泄、排尿に対応す
るための袋(パウチ)を装着している。

ぎょう 【か行】

ガイドライン

せいふ だんたい かか しどうほうしん
政府や団体が掲げる指導方針。

ぎょう 【さ行】

しかくしょうがいしゃゆうどうよう 視覚障害者誘導用ブロック

ほどう などにつけられたおとつ 移動するほうこう しめ
歩道などに付けられた凹凸のついたブロックのこと。移動する方向を示す
せんじょう ブロックと、しょうがいぶつ があることなどの けいこく ちゅうい てんじょう
線状ブロックと、障害物があることなどの警告または注意をうながす点状ブ
ロックの2種類があり、しゅるい しかくしょうがいしゃ ちよくせつあし ふ はくじょう ふ
視覚障害者は、これを直接足で踏むことや白杖で触
れることにより、かくにん 確認している。

がた スルー型エレベーター

でいりぐち かしょ の さい しんこうほうこう か お
出入口が2箇所あり、エレベーターに乗る際の進行方向を変えずに降りること
ができるエレベーター。

ぎょう 【た行】

たきのう 多機能トイレ

しんたいしょうがいしゃ こうれいしゃ にんぶ にゅうようじ つ ひと しょう
身体障害者、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人などの使用に
はいりよ くるま りようしゃ りよう かのう ほか
配慮したトイレのこと。車いす利用者の利用が可能な他、オストメイトのパウ
チのせんじょう すいせんそうち せっち
洗浄ができる水洗装置などが設置されている。

ちよっかく ほうこうがた 直角2方向型エレベーター

の こ ほうこう たい ちよっかくほうこう とびら ひら の お
乗り込んだ方向に対し、直角方向の扉が開いて乗り降りできるエレベータ
ー。

ていしょうがた
低床型バス
こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃ の お はいりよ ゆかめん じめんちか こうぞう
高齢者や身体障害者などの乗り降りに配慮した、床面が地面近くにある構造
も
を持つバス。

ぎょう
【は行】

パブリックコメント

ぎょうせい せいさく りつあん きせい せっていなど おこな さい あん こうひょう しみん
行政などが政策の立案や規制の設定等を行う際、その案を公表し、市民な
どから意見や情報を求め、それを考慮して、最終的な意思決定を行う制度。

バリアフリー

こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃ しゃがい かつどう そんざい しょうがい
高齢者や身体障害者などが社会で活動するなかに存在する障害（バリア）
と のぞ
を取り除くこと。

ほしやきょうぞんどうろ
歩車共存道路

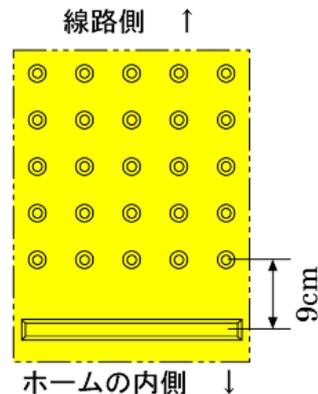
ほこうしゃ じてんしゃりようしゃ あんぜん あんしん
歩行者および自転車利用者にとって安全かつ安心な
どうろくうかん もくてき じどうしゃ そくど
道路空間とすることを目的として、自動車の速度を
せいぎよ くふう ほどこ どうろ ほこうしゃ つうこうくうかん
抑制する工夫を施した道路で、歩行者の通行空間と
じどうしゃ つうこうくうかん ぶつりてき ぶんり こうぞう
自動車の通行空間が物理的に分離されていない構造の
どうろ
道路をいう。



ほしやきょうぞんどうろ
歩車共存道路のイメージ

えんたんけいこく
ホーム縁端警告ブロック

しかくしょうがいしゃゆうどうよう てんじょう
視覚障害者誘導用ブロックの点状ブロックに、プ
ラットホームの内側を示す1本の線状突起を付加し
たもの。視覚障害者のプラットホームからの転落
ぼうし ふうせつ
防止のために敷設する。



ホーム縁端警告ブロックのイメージ

ぎょう
【わ行】

ワークショップ

たちば こと いろいろ ひと とも さぎょう だ あ いけん
立場の異なる色々な人が、共に作業をしながら、アイデアを出し合い、意見を
こうかん ごうい けいせい しゅほう さんかたいけんがた がくしゅう
交換しながら合意を形成していく手法。参加体験型グループ学習。